

第3回 芦屋市保育所・幼稚園あり方検討委員会

平成22年5月13日(木)  
芦屋市立浜風小学校 会議室

【次 第】

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 新委員の紹介

4 議 事

(1) 第1回, 第2回検討委員会について

(2) 本日の現地視察の感想

(3) その他

① 今後の進め方

② 次回の日程について

以 上

芦屋市保育所・幼稚園あり方検討委員会委員

(敬称略) H22.5.13 現在

No	区 分	出身団体等の名称及び役職	性別	氏 名
1	学識経験者	学校法人関西学院聖和短期大学教授	男	千 葉 武 夫
2	〃	東大阪大学副学長（こども学部教授）	女	吉 岡 眞知子
3	保護者団体（保育所）	芦屋市保育推進保護者会協議会会長	女	目 春 貴美子
4	〃	芦屋市保育推進保護者会協議会副会長	女	漆 原 千 明
5	保護者団体（幼稚園）	芦屋市立朝日ヶ丘幼稚園PTA会長	女	徳 永 久芽子
6	〃	芦屋市立宮川幼稚園PTA会長	女	山 口 誓 子
7	労働者団体	芦屋地方労働組合協議会	男	島 山 清 史
8	行政関係者（保育所）	公立保育所所長（打出保育所）	女	宗 政 多津子
9	行政関係者（幼稚園）	公立幼稚園園長（潮見幼稚園）	女	前 川 和 世

## 第1回 芦屋市保育所・幼稚園あり方検討委員会

平成21年11月27日(金) 16:00～  
芦屋市役所北館4階 教育委員会室

### 【次 第】

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 委嘱状交付
- 4 委員紹介
- 5 委員長の選任
- 6 議 事
  - (1) 委員会の進め方について
  - (2) 芦屋市の保育所及び幼稚園の現状について
  - (3) その他
- 7 その他

### <事務局>

芦屋市保健福祉部こども課	担当	水谷 幸雄
TEL : 0797-38-2045	FAX :	0797-38-2160
芦屋市教育委員会管理部管理課	担当	長岡 良徳
TEL : 0797-38-2085	FAX :	0797-38-2166

<委員会の進め方等>

委員会は年度内に3回、新年度に2回、計5回の委員会を予定しています。  
各回における検討内容は以下のとおりです。

年度	月日	委員会	検討内容等
H21 年度	11月27日	第1回委員会  ～現状把握～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱</li> <li>・委員会の体制の確認</li> <li>・委員会の検討内容の確認</li> <li>・保育所、幼稚園の現状</li> <li>・意見交換</li> <li>・次回予定</li> </ul>
	1月下旬	第2回委員会  ～現状把握と検討課題の整理～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状を踏まえて、検討課題の整理</li> <li>・次回予定</li> </ul>
	3月下旬	第3回委員会  ～課題分析と考え方の整理～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決に向けて、保育所と幼稚園との連携について</li> <li>・保育所の今後のあり方についての協議</li> <li>・幼稚園の今後のあり方についての協議</li> <li>・次回予定</li> </ul>
H22 年度	4月下旬	第4回委員会  ～今後のあり方について～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回、第3回における協議内容を検討委員会としての考え方を整理</li> <li>・次回予定</li> </ul>
	5月中旬	第5回委員会  ～検討結果のまとめ(案)協議～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討結果(原案)の協議</li> </ul>

## 芦屋市保育所・幼稚園あり方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市の保育所及び幼稚園のあり方を検討するため、芦屋市保育所・幼稚園あり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 待機児童解消に向けた方策に関すること。
- (2) 保育所と幼稚園との連携に関すること。
- (3) その他保育所及び幼稚園の今後のあり方について必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 検討委員会の委員は、次に掲げる者又は団体から選出された者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者団体
- (3) 労働者団体
- (4) 行政関係者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から検討結果を市長に報告する日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者の委員の中から選任し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

3 検討委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、保健福祉部こども課及び教育委員会管理部管理課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年11月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第4条の規定により検討結果を市長に報告した日限り、その効力を失う。

## 第2回 芦屋市保育所・幼稚園あり方検討委員会

平成22年1月28日(木) 18:00～

芦屋市役所北館4階 教育委員会室

### 【次 第】

#### 1 開 会

#### 2 議 事

- (1) 前回の概要
- (2) 検討課題の整理
- (3) その他

#### 3 その他(次回日程等)